平成２１年（フ）第３６９号
長野市大字稲葉2491番地
債務者　柴田　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
兵庫県川西市南花屋敷２丁目９番４号、前住所兵庫県川西市花屋敷１丁目16番21号204
債務者　東方あけみ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８５１号
兵庫県尼崎市築地１丁目３番８号
債務者　景山　　綾
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８号
兵庫県宍粟市山崎町宇野628番地３
債務者　木下　善博
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２７４号
佐賀県伊万里市山代町東分7588番地
債務者　松永　暁典
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８１号
佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1593番地
債務者　山口　茂樹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８２号
佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1593番地
債務者　山口　直子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８３号
佐賀県伊万里市大川町大川野2642番地
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８４号
佐賀県伊万里市大川内町丙2419番地３
債務者　岩崎　啓子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８５号
佐賀県杵島郡白石町大字福富2820番地１
債務者　香月　智博
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８７号
佐賀県伊万里市大坪町甲2295番地
債務者　井手　恭二
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８９号
佐賀県伊万里市波多津町筒井1572番地
債務者　古川美也子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９１号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2642番地５
債務者　白濵　義雄
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８３号
宮城県東松島市矢本字上河戸204番地１
債務者　佐々木伸一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
福島県須賀川市長禄町76番地２　サンライズリヴァー101号
債務者　三浦　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
福島県郡山市朝日３丁目６番10号　ローレル朝日町２－Ｂ号
債務者　原　　良一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
福島県郡山市大槻町字影反田１番地の３
債務者　髙田　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
福島県田村郡三春町八島台６丁目５番地の14
債務者　霜山由美子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係